

(様式第2号)

要 点 録

平成31年2月8日作成

会議の名称	平成30年度島本町立人権文化センター運営委員会		
会議の開催日時	平成31年2月6日(水) 午後2時～		
会議の開催場所	島本町立人権文化センター 1階 生活改善教養室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	人権文化センター	傍聴者数	なし
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	野間委員(会長)、山田委員、宮本委員、長澤委員、天沼委員、藤原委員、吉田委員、島田委員		
会議の議題	1. 平成30年度島本町立人権文化センター事業報告について 2. 平成31年度島本町立人権文化センター事業概要案等について 3. その他		
配付資料	・平成30年度島本町立人権文化センター事業報告について ・平成31年度島本町立人権文化センター事業概要(案)について ・平成31年度島本町立人権文化センター運営方針(案) ・島本町立人権文化センター貸室利用のご案内(新・旧)		
審議等の内容	別紙のとおり		

事務局 島村所長、藤井主査

事務局

案件に先立ち、平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震において、被害報告いたします。

人権文化センターにおいては、集会室の窓ガラス4枚とエレベーター棟のエクスパンションが破損しました。また、エレベーター棟内下部の漏水が後日発見されました。

これらについては、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を活用し、修繕する予定です。

案件1. 平成30年度島本町立人権文化センター事業報告について

委員

いきいの広場は役場から支援があるのか。

事務局

国から約40万ほど補助金をもらっています。卓球台の整備、いきいき百歳体操の音源の費用、カラオケのCD等に使用しています。

委員

報告書に貸室の人数の記載が必要。

事務局

去年はトイレ、エレベーターの工事で貸室を中止した時期があり、延べ人数は減っている。

できるだけ土曜日の利用を促した。

委員

貸室事業を推移で示していただきたい。

委員

日曜日に閉館しているのは、他の公共施設と比べても良くないのではないかと思う。休日に開いている方が人権文化の啓発につながる。

事務局

事業や地域の取組等で日曜日に開館している場合もあるが、条例上は土日は閉館となっている。公共施設については、費用対効果で割り切れない部分もあるため、皆様のご意見を基に、今後について考えていきたい。

なお、土曜日については、シルバー人材センターに委託して開館しています。

委員

土曜日の開館は現状実態として件数が少ない。自治会関係の行事については、日曜日を積極的に活用されたい。

案件2. 平成31年度島本町立人権文化センター事業概要案等について

委員

そば打ち教室の事業はどうなったか？

事務局

そば打ち教室は、自立したサークルに発展し、貸室としてセンターを利用しておられます。

委員

料理教室については、島本地域人権協会と協力して実施していたが、来年度からは新組織の島本町人権まちづくり協会へ委託となる。

今年は中国から日本に来て住んでいる方、ベトナム人で仕事に来てる人、在日韓国人2世の方に講師をお願いした。

よろしければ皆さまも心当たりがあれば紹介いただきたい。心ばかりの講師料は出ます。

事務局

施設の老朽化に伴い、漏水や水が出にくい等のトラブルが発生しています。避難所に指定されている施設でもあることから、給排水・ガス管等の工事を予定しています。

予算は査定中ですが、トイレ、エレベーターと同じように、国の地方改善施設整備費補助金を申請しています。

事務局

ふれあいセンターの女性交流室について、第4保育所の耐震の関係で保育室として使うことが決まっており、3月11日以降女性交流室は使えなくなる。

資料等は人権文化センターに引き上げ、女性交流室の代わりとして、人権文化センター内の生活改善教養室を名称変更したうえで、貸館として利用していただく予定である。

委員

工事については、料理教室の下を掘り起こすから、開館40年以來の調理台も新しいものになる。料理教室は食べる場所がないので、料理教室と和室の一体化なども考えていけるのではないか。

委員

来年料理教室は使えなくなるのか。

事務局

工事もまだ決定ではない。補助金が付くなど、時期を見て皆さんにお諮りさせていただく。

委員

ふれあいセンターのフリースペースである女性交流室の機能を人権文化センターに貸館として持ってくるのか。

事務局

人権文化センターの貸室は料金が発生するが、男女共同参画や女性問題の取組をしている団体について減免措置をする等方法はある。

現在の女性交流室は無料の予約制のフリースペースであり、人権文化センターは資料を置いているだけで、予約もボランティアセンターが行っている。

利用者の方も使い勝手からほとんど人権関係で無い方々である。

委員

大量の本はどうするのか。

事務局

課題である。

委員

女性交流室では違う団体が窓側と通路側に分かれて同時に使っている時もある。3つの団体が同時に使うときもある。

委員

住民委員会室はどうなるのか。

事務局

聞いてみます。

委員

女性交流室は生涯学習団体の利用場所として機能している。女性交流室がなくなって困るのであれば、生涯学習課が声を挙げていくべきである。

案件3. その他

事務局

<<新しい「貸室利用のご案内」（館内掲示）の説明>>

委員

駐車場はなるべく利用しないようになっているが、隣の広場に止めてよいのか。はっきりしていただいた方がありがたい。

委員

はっきりしない方がよいのではないか。

事務局

案内上はできるだけ車で来場は控えていただくこととなっているが、実際に車で来られた時に駐車場が埋まっていれば、隣の広場を案内している。

委員

そういう事実を知らない方は不利益を被る。

委員

ふれあいセンターは満車の場合は、役場前へと案内があるが、役場の中庭にも止めてよいと聞いた。案内が曖昧である。島本町は全て曖昧に動いている。

委員

本来は役場の職員の車や公用車を置くスペースであるが、使えるのであれば使えばよいのではないか。

事務局

役場中庭は基本的には来客は3台か4台線が引いてある所だけである。伝わり方によって勘違いが起きている。

人権文化センターの案内については、どう書くべきかご意見賜りたい。

委員

書き方としては現状のとおり、駐車スペースが限られるので、できるだけ車での来場は控えていただく旨が良いと思う。

「どうぞ」と書いたら大変なことになると思う。

満車の時に車で来られた方について、仕方なく広場へ案内する形でもしょうがないと思う。

事務局

現状のままで様子を見させていただく。何かいい方法があれば考えていきたい。

以上